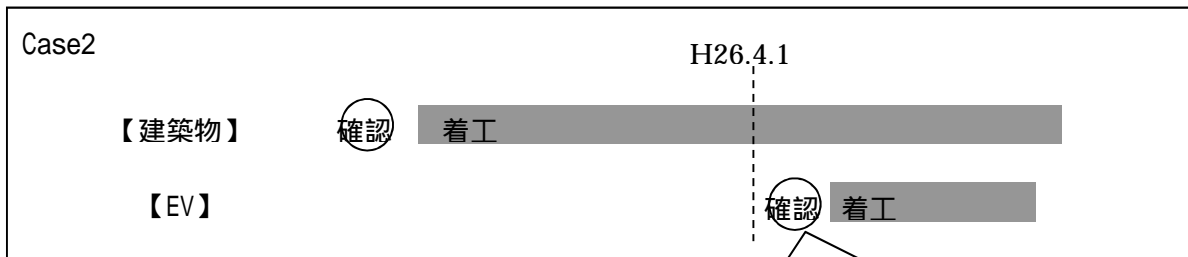


建築基準法第87条の2による別願申請を行った場合の
昇降機に係る運用について

EV に旧基準が適用される事例



・EV 工事の着手は法施行の後であるが、一体的に行われる建築工事の着手が法施行の前なので、新基準の適用は受けないと取り扱うことができる。
(注意：建築工事と一体的に行われる昇降機の設置工事に限り適用する。)

EV に新基準が適用される事例

